

政策調整会議の概要

開催日 平成 25 年 4 月 18 日 (木)

◎項 目

- 1 ねんりんピックよさこい高知 2013 実施本部の概要について【地域福祉部】
- 2 指名停止期間の短縮の概要について【土木部】

◎内容

- 1 ねんりんピックよさこい高知 2013 実施本部の概要について【地域福祉部】

地域福祉部から、ねんりんピックよさこい高知 2013 実施本部の概要について説明を行った。

【概要】

- ・開催期間：平成 25 年 10 月 25 日 (金) から 10 月 29 日 (火) まで
- ・全国から約 1 万人が来県される。競技という面もあるが、観光交流の視点から地域を盛り上げ、おもてなしの心で取り組む。
- ・開催地等：高知市を中心に 17 市町村、中芸広域連合で 24 種目を実施。
- ・こうち大会 4 つの目標
① ようこそ高知へ ② さあ、一緒に ③ これからのきっかけ ④ いきいき暮らす

【実施本部組織】

- ・知事を本部長、副知事を副本部長とする 7 部 24 班 140 係、1,926 人体制。
- ・実施本部の「部長」は副部長級、「班長」は課長級、「係長」は課長補佐、班長・チーフ級を配置。
- ・実施本部員は本庁職員を中心に、健康政策部や地域福祉部など関連部局を中心に配置。
- ・今後の主な予定
5 月：実施本部設置規程の整備
6 月：選手団参加申込み
7 月：従事職員の決定
8 月：業務説明会
9 月：総合プログラム作成、総合開会式リハーサル (1 回目)
10 月：総合開会式リハーサル (2, 3 回目)

(副知事)

- ・宮城県大会では、競技後に観光を楽しまれている方が多くいた。観光振興の面でも大いに期待することができるので、県庁一丸となりおもてなしの心で対応をしていきたい。

- 2 指名停止期間の短縮の概要【土木部】

土木部から、指名停止期間の短縮の概要について説明を行った。

【概要】

- 平成 24 年 12 月定例県議会において採択された請願を受け、今般のような独占禁止法違反が二度と起こらないようにするとともに、県経済への大きな打撃を防ぐため、指名停止期間の短縮と短縮後の措置を講ずる。
- 対象：平成 24 年 10 月 25 日付けで独占禁止法違反により指名停止措置を受けた建設業者

- 指名停止期間に応じて一月一日又は二月一日を短縮
ただし、主導的立場の事業者に対しては短縮しない

指名停止期間終期	短縮後終期	事業者数
5月17日	4月16日	13者
7月17日	5月16日	19者
7月28日※	6月27日	1者

「※」の事業者は課徴金減免制度が適用されているため、独占禁止法違反による指名停止期間が1/2となっていることによる。

- 短縮通知日

通知日：平成25年4月16日

効力発生日：平成25年4月17日

- 短縮後の措置

- ・短縮措置を受けた事業者は、今後、独占禁止法違反等の不正行為を行い、指名停止を受けた場合、短縮期間の2倍の期間を加算
- ・加算は、短縮後の指名停止期間満了後10年を経過するまでの間